

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対 応 箇 所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等			
1	入札説明書等に関する質問書（回答）	発電機棟に関する要件	8	79							回答No79にて、電気設備は屋内設置が原則とありますが、屋内設置とは発電機も含めて建物内への設置との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。発電施設（関連する電気設備一式を含み、太陽光アレイ及びパワーコンディショナを除く）は原則、発電機棟に収納してください。 「原則」としているのは、平成26年6月20日の入札説明書No. 79にて回答させていただいた通り、パワーコンディショナの屋外設置を認めているためです。
2	入札説明書等に関する質問書（回答）	常用発電設備に関する要件	9	84							入札説明書に関する回答No. 84において「本件の常用発電設備は、防災兼用型のため…」とありますが、平成26年2月14日付の要求水準書(案)に関する質問への回答No. 109にて、常用発電設備は消防法における非常電源の位置付ではない旨、回答されております。 上記回答No. 84にある「防災兼用型」とは、停電後の起動時間が40秒以内であればよいという理解でよろしいでしょうか？	犬山浄水場中央管理棟等は、消防法及び建築基準法の基準を満たす自家発電設備及び蓄電池設備を備えていますので、同管理棟等へ本件事業による常用発電機が非常用電源を直ちに供給する必要はありません。 事業者は非常時において少なくとも、①浄水場（設備）を運用可能とする電源を供給すること（要求水準書で規定）、②事業者管理建物（排水処理棟・発電機棟等）の電源を供給すること（法令で規定）、の2点を満足する提案をしなければなりません。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	i) ii) 等	イ) イ) 等	i) ii) 等		
1	様式集	様式6-11								「運営・維持管理業務に係る対価」について、各年度に記載する金額は、様式6-5「運営・維持管理業務費用内訳書」の各年度に記載する金額とは一致しなくて良い（「運営・維持管理業務に係る対価」には、運営・維持管理業務費用にS P C利益相当額を加算して良い）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、様式6-11には対価として県企業庁が事業者を支払う額を記載してください。様式6-5における、事業者が運営・維持管理業務にかかる費用とは一致しなくても結構です。
2	様式集	(様式6-16) 建設工事工程表	45							A3版工程表は提案書のどこに挿し込みますでしょうか？ 添付資料でしょうか、それとも（様式6-16）として入れるのでしょうか？ また、このときの枚数制限は「A4×2枚+A3×1枚」となるのでしょうか？	工程表は、様式6-16の一部として綴じてください。枚数制限は、ご理解の通り「A4×2枚+A3×1枚」で結構です。
3	様式集	様式10-41-1 エネルギー使用量 計画	115							エネルギー使用量計画において、常用発電機補機及びLNGサテライト設備などの発電設備稼働に必要な電力は本表における使用エネルギーに含めますか？	様式10-41-1；エネルギー使用量計画は、運営・維持管理業務における想定電力量を記載するものです。よって、補機を含む発電機稼働に必要な電力は、本表に記載願います。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
1	事業契約書（案）	用語の定義	1	(3)						「一次支払金」とは、～本件整備施設の所有権が県企業庁に移転した後」とありますが、竣工時には、目的物引渡書を提出した時点と考えてよろしいでしょうか。又建設中間時の所有権の移転については、どの様に確認するのでしょうか。	ご理解のとおり、「所有権が県企業庁に移転」は、「目的物引渡書の提出及び受理の時点」です。 設計・建設業務の目的物は、設計・建設事業年度の各年度末（H27年度末、H28年度末）に所有権を県に移転しますので、H27年度末の移転は出来形部分の移転になる施設があるものと思います（この詳細は、事業提案書に因ります。）。 所有権の移転（＝目的物引渡書の提出及び受理）にあたっては、県企業庁が完了検査を実施します。H27年度末に出来形部分の所有権を移転する場合は、部分完了検査となります。（部分）完了検査は、県企業庁の一般的な工事と同様、県企業庁工事事務取扱要領に基づき実施します。 建設途中の施設に対する部分完了検査は、現地検査、工場検査及び書類検査等を適宜実施することとなります。
2	事業契約書（案）	用語の定義	1	(14)						「関係協議会」は県企業庁様と事業者、どちらが設置するものなのでしょうか。又、「第三者」は県企業庁様と事業者、どちらが選定するのでしょうか。	関係者協議会は、県企業庁及び事業者が共同で設置します。関係者協議会の組織、会員構成、権限、運営等については、県企業庁と事業者が覚書を締結しますので、第三者の人選については県企業庁と事業者の協議となります（事業契約書案第73条）。
3	事業契約書（案）	本件整備施設の建設	12	第25条	1					事業者が最大限努力したにもかかわらず、産業廃棄物処理施設の設置の許可を取得できず、建設工事開始が遅れた影響で、工事完工が遅延した場合は、事業者が遅延損害金を支払わなくて良いと理解してよろしいでしょうか。	工事完工遅延が、県企業庁の責めに帰すべき事由は25条2項に従い、法令等変更若しくは不可抗力による場合は66条若しくは70条に従います。なお、事業者は、最大限に努力したことのみでは免責されませんが、事業者が帰責事由が無い限りにおいては、ご理解の通りです。 なお、本件排水処理施設の設計・建設業務は、新規ではなく既設の更新事業であること、設置許可の申請にあたっては県企業庁が協力すること、先行事例（知多浄水場始めPFI、豊田浄水場始めPFI）においては問題がなかったことから、事業者が適切に事業に取り組んでいる限りにおいて、質問のような事態になる確率は低いと考えています。
4	事業契約書（案）	運営開始の遅延による費用等の負担	18	第40条	1					事業者が最大限努力したにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を取得できず、運営開始が遅延した場合は、事業者が遅延損害金を支払わなくて良いと理解してよろしいでしょうか。	事業者の責に帰すべき事由によらずして、運営開始が遅延した場合には、第40条第1項の適用はありません。なお、事業者が最大限努力したことのみをもっては免責されず、事業者の責めに帰すべき事由によらないことを要します。 また、産業廃棄物処理業の許可については、事業者が負うべきリスクですが、No.3のとおり先行事例から問題になるとは考えていません。
5	事業契約書（案）	事業者の債務不履行による契約終了	27	7章	3節	60条	3	(2)		本件整備施設の出来形部分には「設計費」「工事監理費」が含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	事業提案書において設計費及び工事監理費は設計・建設業務費に含まれていることが一般的と思われませんが、その場合においてはご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
6	事業契約書（案）	一時支払金	49	別紙 9	2	(1)				図表9-2「一時支払金の支払い概要」において、開業準備等は「設計・建設業務費と合わせて支払う」とあることから、平成26年度分の開業準備等に係る費用は、平成27年には支払われないと理解してよろしいでしょうか。また、平成26年度分及び平成27年度分の開業準備等に係る費用は、平成28年5月頃（県企業庁がSPCから請求を受けた日から40日以内）に支払われる（平成27年度分の）設計・建設業務に係る建設一時支払金と合わせて全額支払われると理解してよろしいでしょうか。	図表9-2において、所有権の移転予定月を平成29年3月としています。これは設備欄に示す施設及び設備の全所有権が移転される期限を示しているものであって、設計・建設事業期間中に完成出来形について部分的に所有権を移転させる期限を示したものではありません（No.1参照）。県企業庁では、各年度出来形を金額ベースでH27年度末=50%、H28年度末=50%と想定していますが、これは事業提案書によります（6/20質問回答参照）。 開業準備費を県企業庁へ請求する年度は、事業者が適切に判断し、事業提案書で提案することとなりますので、契約書案においては、開業準備費を開業前（H27、H28）に設計・建設費と合わせて支払うこととしております。よって、H27年度に開業準備費の全額を支払うことでも、H28年度に全額を支払うことでも、各年度に各々支払うことでも県企業庁は差し支えありません。なお、各年度における支払時期が、翌年度当初となることはご理解のとおりです。
7	事業契約書（案）	一時支払金	49	別紙 9	2	(1)				図表9-2「一時支払金の支払い概要」において、常用発電設備の支払額欄に「係る対価」とありますが、当該対価とは様式6-4「設計・建設工事費用内訳」の事前調査費（常用発電設備（犬山浄水場））、設計費（常用発電設備（犬山浄水場））、工事監理費のうち常用発電設備（犬山浄水場）分、建設工事費（常用発電設備（犬山浄水場））小計の合計額になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、「係る対価の3分の1（水道補助金分）」とありますが、上記の合計額の3分の1が一時支払金になるとの理解でよろしいでしょうか。（「係る対価の3分の1」と「水道補助金分」との関係につきましても、ご回答をお願い致します。）	前段について、「係る対価の3分の1」とは「常用発電設備の設計・建設業務に必要な費用の全ての3分の1」ですから、生活環境影響調査、備品費、各種手続・申請費用、事業者の開業に伴う費用、建中金利、融資組成手数料、県企業庁への引き渡し費用及び設計・建設に係る保険料の合計額（ただし、常用発電設備に係る費用）の3分の1としてください。ただし、項目費目は提案内容によって様式を適宜訂正・追加してください。 設計・建設業務に係る費用は、図表9-2のとおり、犬山浄水場の排水処理施設、常用発電設備及び太陽光発電設備、並びに尾張西部浄水場の排水処理施設に係る対価の合計額となります。 事業者が県企業庁が支払う一時支払金は、常用発電設備については係る対価の3分の1です。県企業庁は、この一時支払金の範囲内で国庫補助金を申請する予定であり、補助金申請の範囲（補助、県単独事業の仕分け）は県企業庁が補助金交付要綱等に基づき判断します。国庫補助金申請交付額が一時支払金相当額に満たない場合、差額は県企業庁が自己資金にて事業者へ支払うため、事業者の受け取る一時支払金は国庫補助金の額の影響を受けません。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
8	事業契約書（案）	一時支払金	49	別紙 9	2	(1)				図表9-2「一時支払金の支払い概要」において、尾張西部浄水場の支払額欄に「係る対価の53/100」「係る対価の47/100」とありますが、当該「係る対価」とは様式6-4「設計・建設工事費用内訳」の事前調査費（脱水処理施設等（尾張西部浄水場））、設計費（脱水処理施設等（尾張西部浄水場））、工事監理費のうち（脱水処理施設等（尾張西部浄水場））分、建設工事費（脱水処理施設等（尾張西部浄水場））小計の合計額になるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.7を参照してください。
9	事業契約書（案）	一時支払金	49	別紙 9	2	(2)				図表9-3「割賦支払金の支払概要」に関して、平成29年4月～平成39年3月の支払額は「元本の10/20の金額を10年間で元利均等返済する額」とありますが、第1回の割賦支払金につきましては、第2回以降と「同一（均等）金額」ではなく、割賦金利の起算日である平成29年4月1日から実際に第1回の割賦支払金が支払われる平成30年8月までの5ヶ月間の利息を加えて算定することを認めていただけないでしょうか。 ※金利変動リスクを回避するため（割賦支払金に係る基準金利と金融機関から借入する際の基準金利を同一とするため）、金融機関から平成29年4月に借入した場合、借入利息は当該借入日から計算が開始されるため、割賦支払金の利息計算も平成29年4月から実際に支払われる平成29年8月まで算定されない場合（第1回の割賦支払金に係る利息計算期間が第2回以降と同様に3ヶ月間になる場合）、県企業庁の利息計算期間と金融機関の利息計算期間にズレが生じ、第1回目の割賦支払金で第1回目の金融機関への元利返済金を支払うことができない（第1回目の金融機関への元利返済金が不足するため、当該年度のDSCRが1.0未満となり、基礎審査の審査項目であるDSCR $\geq$ 1.0を充足できない）という問題が発生します。	割賦支払金の支払いについては、原案のとおりとします。
10	事業契約書（案）	サービス購入料について	49 50	別紙 9						平成26年6月20日公表の回答書（入札説明書等）35/66頁にある回答NO.164において、実際の支払いは割賦支払元本及び割賦支払利息に対しても消費税等を上乗せした額と記載がございますが、利息そのものに消費税等は掛からないとの理解で宜しいでしょうか？	支払利息に消費税及び地方消費税が掛からないことは、ご理解のとおりです。
11	事業契約書（案）	別紙9；サービス購入料について	51	3	(4)	ア				電気使用料金について「運営・維持管理業務に係る対価より差し引くものとする」とありますが、この差し引く額は、貴庁によるモニタリングの結果の通知時に教えて頂けるのでしょうか。差し引く額が判明するタイミングをご教示いただけますでしょうか。 事業者がキャッシュフローを考えている場合、スムーズにいかない可能性が考えられます。	事業者におかれましても、事業運営の支障にならない範囲で、常に省エネ、節電を意識して業務を行っていただきたいため、「事業者の電気使用量に対しては、その相当額を運営・維持管理業務に係る対価から差し引く」としてあります。事業者が事業提案書以上の節電を達成すると、事業者の受け取るサービス対価は増加する仕組みです。 差し引く額は、電気使用量（kWh）×単価（円/kWh）です。単価は前年度における各浄水場の電気事業者への支払額を電気使用量で割ったものであり、年度当初には県企業庁が事業者へ通知します。電気使用量は、事業者が設置・管理するメーターで測定しますので、事業者が常に把握することが可能です。
12	事業契約書（案）	常用発電設備のサービスの増額	67	別紙 11	3.	(1)				常用発電設備に係るサービス対価増額算定条件（常用発電設備の運転時間、増額の算定式等）について、本事業期間の途中で変更する可能性はありますでしょうか。	制度設計において、LNG燃料の価格変動に関わらない算定式としたこと、またLNG燃料の調達リスクは県企業庁が負うことから、現時点では原則、変更する必要はないと考えています。
13	事業契約書（案）	LNG購入単価	67	別紙 11	3.	(1)				LNG購入単価は、事業期間を通じての増減変動幅が極めて大きいと想定されます。特にシェールガスが導入されてからは、大幅に単価が減りサービス対価が減額となりますが、どのような理由があっても算定方法は20年間変更なしとのことでよろしいでしょうか。（購入単価増の場合も同様。）	No.12のとおりです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等			
14	事業契約書（案）	常用発電設備の燃費	67	別紙 11	3.	(1)					287Nm <sup>3</sup> /h：要求水準書で規定したコージェネ1,000kW当たりの燃費とありますが、使用端の1,000kWでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。常用発電設備の容量は使用端とさせていただきます。燃費に関しても使用端とさせていただきます。 なお、関連する回答は、H26.6.20回答（入札説明書）No.83、H26.2.14回答（実施方針）No.78、117、118、（要求水準書（案））No.108、144を参照願います。
15	事業契約書（案）	太陽光発電設備のサービスの増額	67	別紙 11	3.	(1)、 (2)					常用発電設備および太陽光発電設備に係るサービス対価の増額分の考え方についてお伺いします。増額分は、常用発電設備に係わるLNG単価の変動、または太陽光発電設備に係わる既存設備の自家消費電力量増加等、事業者ではコントロールできない要因により大きく変動する可能性がありますと考えます。当該変動が起こった場合には、増額分が当初想定よりも大幅に減少することが予想されるため、当該リスクを事業者側にて負担することができないとご認識から入札価格へ含めないという制度設計にされたと理解しますがよろしいでしょうか。	入札価格は、本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に要する費用としています。ただし、長期に渡り事業者が持てる能力を発揮し続けるためには、成果に応じてサービス支払額を増減する要素が必要と判断し、その仕組みを取り入れています。ですから、これらの増減は入札額に含めないでください。例えば、サービス水準が要求水準に満たない場合は、サービス対価を減額する契約書案となっていますが、入札額に対価の減額を予め織り込まないで、確実にサービス水準を満足できる提案としてください。増額についても減額同様、入札額には含めないでください。増額分を事業提案書に織り込んだ場合には、事業者の努力によって、要求水準以上のサービスが提供されても、県企業庁の支払う対価は、入札額で一定となります。
16	事業契約書（案）	太陽光発電設備のサービスの増額	67	別紙 11	3	(1)、 (2)					常用発電設備および太陽光発電設備に係るサービス対価の増額分の取扱い（例えば、SPCの内部留保とするか、各業務を実施する構成員等へSPCから支払うか等）は、事業者の裁量によって決定可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	SPCの経営方針に委ねることなので、ご理解のとおりです。ただし、配当方針等は、当然ですが総合評価の対象となり得ますし、また、SPCの財務モニタリングで問うこととなります。
17	事業契約書（案）	太陽光発電設備のサービスの増額	67	別紙 11	3.	(2)					太陽光発電設備に係るサービス対価の増額の算定においては、既存設備の自家消費電力量が大きく影響致します。算定式における自家消費電力量であるSB値を想定するにあたり、今後20年間で犬山浄水場における自家消費電力量に影響がでる既存設備の増強計画をご提示して頂けますでしょうか。	現時点では、増強計画はありません。
18	入札説明書等に関する質問書（回答）	瑕疵担保責任（常用発電設備）	23	44							『引渡後の使用方法等に起因する故障費用は、瑕疵担保責任の対象となりません』との記載ありますが、要求水準に記載されているとおりで運転して故障した場合は、瑕疵担保責任の対象にならないとの理解でよろしいですか？（勿論、事業者の責によるものは除きます）	6月20日回答No.44への質問として回答します。 本件事業の仕組みは、次のとおりです。 （仕組み） 1. 事業者は、自ら調達した民間資金で施設を設計・建設する。 2. 事業者は、1の施設の所有権を事業者から県企業庁へ移す。 3. 県企業庁は、事業者が2の施設を20年間使用することを認める。 事業者は、自らが設計・建設した施設に対して、20年間の運営・維持管理の責任を負うので、故障の場合は自らの責任と費用で対応することが基本となります。 No.44の回答は「事業者の瑕疵によらない突発故障に係る（補償等）費用は、県企業庁が支払うものか」との問いに対し、「引き渡し後の使用方法に起因する故障は、設計・建設業務の瑕疵担保責任を事業者へ問うものではないが、事業者にはなお、適切でない運営・維持管理による責任が残ること」を回答したものです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	ii) 等			
19	入札説明書等に関する質問への回答（事業契約書（案）No.103）	設計・建設工事費の総額	29								「工事費相当額」とは、様式6-4「設計・建設工事費内訳書」の設計・建設工事費の総額との回答がありますが、様式6-4の設計費（事前調査費＋設計費）及び建設工事費の合計金額ではなく、「設計・建設工事費合計」（設計費＋工事監理費＋建設工事費＋生活環境影響調査費＋備品費＋各種手続・申請費用＋事業者の開業に伴う費用＋建中金利＋融資組成手数料＋件企業庁への引き渡し費用＋設計・建設に係る保険料）欄に記載する金額が該当するという理解でよろしいでしょうか。	工事費相当額とは、6/20に訂正された様式6-4の項目「建設工事費小計」欄の金額をいいます。 なお、契約保証金は事業契約書（案）第72条第1項で「工事開始予定日前までに納付する」としていますので、事業者が排水処理施設及び発電施設を一括して工事する場合にはその工事開始予定日前までに契約保証金を納付し、犬山浄水場排水処理施設、尾張西部浄水場排水処理施設、犬山浄水場常用発電設備、犬山浄水場太陽光発電設備、・・・と各施設ごとに工事する場合は、各々の工事の開始予定日前までに各々の契約保証金を納付、担保の提供又は保険の付保等をしてください。
6/20 104	事業契約書(案)	契約保証金の返還	32			第72条	1				契約保証金は、本件整備施設の貴県への引渡後、速やかに返還されるとの認識で宜しいでしょうか。	（平成26年6月20日回答） 契約保証金を直接返還することはありません。 予定価格は「愛知県企業庁設計基準」により積算していますが、諸経費に契約保証金相当額を含んでいます。即ち、工事代金（サービス対価）の支払を通じて、契約保証金を間接的に返還する仕組みとしています。  （今回訂正） 事業者が契約保証金を納付した場合及び国債等を提供した場合においては、工事目的物の引き渡しを受けたときは、これらを事業者へ払い出します。 なお、予定価格は「愛知県企業庁設計基準」により積算していますが、その諸経費には、契約保証費（事業者が契約の保証に必要な費用）を含んでいます。
20	入札説明書等に関する質問書No. 117	補償金額	30								火災保険の用語の定義上、「保険金額」とは保険対象額の価値を元に設定される金額を言います。一方、「補償金額」という用語の定義は有りません。あえて類似の用語で言うと、リスク実態に応じて、補償限度額を定める「支払限度額」があります。質問回答No. 117で事業者に求めているのは「支払限度額」ではなく、「保険金額」が「設計・建設業務に係る対価」になっていれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。万一、火災があっても本件事業を継続させる必要から、設計・建設業務、運営・維持管理業務の双方において、火災による物的損害等に対して保険を付保することを求めています。よって、その保険金額は施設を再度、設計・建設するために要する費用です。
21	入札説明書等に関する質問書No. 119	保険金額	31								火災保険の保険金額の設定方法は再調達価額ベースと時価額ベースがございます。再調達価額ベースとは保険契約時点での建築価額等（再取得価額）に応じて再評価する方式を言います。時価額ベースとは保険金額を一定の算出式を元に経年減価（最大減価率50%）させる方式を言います。再調達価額ベースを選択した場合、事故時に基本的に自己負担なしで復旧させることが可能となりますが、事業者の保険料負担、ひいてはサービス購入料の支払いを通じた貴企業庁の負担も大きくなります。一方、時価ベースは自己負担が発生することも有り得ますが、物の価値に応じた保険金額の設定となり、合理的な保険契約が可能となります。世の中の企業物件の多くが時価ベースの保険契約をしていることもあり、保険金額の設定方法は事業者委ねられているという理解でよろしいでしょうか。	火災保険金額の設定方式が事業者委ねられていることはご理解のとおりです。ただし、県企業庁が事業者に対して、火災保険付保を義務付ける意図はNo.20のとおりであることを理解して事業提案しなければなりません。 設定方式を事業者委ねる理由は、保険の付保は火災による施設消失リスクへの備えの中心ではありませんが、火災リスクは事業提案によって発生確率が異なり、防火装置の程度によって被害程度も異なるためです。また、配当政策等、経営方針によっても備えるべき保険額には違いが生じるものと思われま。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
22	入札説明書等に関する質問への回答（事業契約書（案）No.135）	サービス購入料の構成	32							SPC事務経費は、「排水処理施設の運営・維持管理業務」「脱水ケータの再生利用業務」「常用発電設備の運営・維持管理業務」「太陽光発電設備の運営・維持管理業務」のそれぞれに按分して含めてください。」とありますが、当該費用は、各業務に按分して含めるのではなく、様式6-5「運営・維持管理業務費用内訳書」の「固定費（共通）」に記載する必要があるのでないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）別紙9 図表9-1においては、大分類に示す「排水処理施設の運営・維持管理業務」等にSPC事務経費も按分して含まれますが、事業提案書様式6-5においてはSPC事務費は「固定費（共通）」に記載してください。
23	入札説明書等に関する質問への回答（事業契約書（案）No.136）	一時支払金	32							「必要に応じて一時支払金対象業務に係る開業業務費等が含まれます。」とありますが、「一時支払金対象業務に係る開業業務費」とは例えば、どのような費用が該当するのかご教示下さい。	「一時支払金対象業務に係る開業業務費」とは、事業契約書（案）別紙9 図表9-1の中分類「開業業務等」に示す業務費のうち、一時支払金の対象である犬山浄水場常用発電設備の設計・建設業務に関する費用及び尾張西部浄水場排水処理施設の設計・建設業務に係る費用をいいます。 様式6-4の「設計・建設工事費合計」を犬山浄水場排水処理施設、尾張西部浄水場排水処理施設、犬山浄水場常用発電設備及び犬山浄水場太陽光発電設備の4つの何れかに仕分けしたとき、尾張西部浄水場排水処理施設（水道分53/100、工水分47/100）及び犬山浄水場常用発電設備（水道）の2つは一時支払金の対象となり、係る対価の3分の1（水道分）又は26.25%（工水分）が一時支払金の額となります。
24	入札説明書等に関する質問への回答（事業契約書（案）No.140）	一時支払金	32							一時支払金の対象として、設計費（事前調査費・設計費）、工事監理費、生活環境調査費も含まれるとの回答ですが、 <u>工事監理費及び生活環境調査についても、設計費（事前調査費・設計費）と同様に、尾張西部浄水場の排水処理施設分、犬山浄水場の常用発電設備分を分けて計上する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</u> （工事監理費、生活環境調査費についても、尾張西部浄水場の排水処理施設分、犬山浄水場の常用発電設備分のみが一時支払金の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。）	設計・建設工事費は、4つの工事的物の各工事費の合計としてください。即ち、「設計・建設工事費合計額＝犬山浄水場排水処理施設の設計・建設業務の対価＋犬山浄水場常用発電設備の設計・建設業務の対価＋犬山浄水場太陽光発電設備の設計・建設業務の対価＋尾張西部浄水場排水処理施設の設計・建設業務の対価」です（No.7参照）。 従って、工事監理費や生活環境影響調査費等は、どの工事的物に係る費用であるかの内訳が必要となります。この仕分けは積上げ又は案分により、事業者が適宜計上してください。 一時支払金の額については、No.7を参照してください。
25	入札説明書等に関する質問への回答（事業契約書（案）No.164）	サービス購入料について	35							本事業では、「割賦支払元本」だけでなく、「割賦支払利息」にも消費税及び地方消費税が上乘せられて支払われると理解してよろしいでしょうか。	No.10のとおりです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・ 入札説明書 ・ 要求水準書 ・ 事業契約書（案） ・ 基本協定書（案） ・ 様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対 応 箇 所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
1	要求水準書	有資格者の配置	6	2	2.4	2.4.3				県企業庁が選任する各浄水場の電気主任技術者を補佐する、事業者が配置する有資格者は第三種電気主任技術者でよろしいでしょうか。又、その技術者の配置は、維持管理業務期間であり、建設期間中は、建設業法に則り、電気の監理技術者を配置すれば良いという解釈でよろしいでしょうか。	前段については、事業者が配置する有資格者は、第三種でも第二種でも第一種でも構いませんが、提案する施設、システムに見合った者が望ましいと考えます。 後段については、「要求水準書2.4.1総則」に記載の通り、設計、建設、運営、維持管理の各業務において必要です。
2	要求水準書	ケーキヤード棟のケーキ保管量	13	3	3.2	3.2.6				高濁度時の2週間分以内とあり、また添付資料の別紙3では廃掃法にて最大2週間と定められていることから最大濁度時において2週間分を保管できることと設定されています。ただし脱水ケーキを有価利用する場合は、廃掃法の適用外と考えられますので、ケーキヤード容量は、事業者がケーキ搬出計画に基づき設定するとの考えでよろしいでしょうか。	脱水ケーキを有価利用している限りにおいて脱水ケーキが廃棄物でないことはご理解の通りですが、本件で設計・建設する排水処理施設は廃掃法の設置許可等を受けることとなりますので、ケーキヤードは法令の基準及び要求水準に従い設計してください。
3	要求水準書	常用発電機の運転方法	14	3	3.3	3.3.6	(1)	①		「浄水場を運営するため5,500kWとしている受電契約を・・・事業開始後の契約電力は3,500～4,000kW程度を予定している。」とありますが、デマンドを超えない範囲での経済運転を考慮して、使用端で2,500kW～3,000kWでの機種選定は可能でしょうか。	要求水準は、最大出力3,000kW以上です（ただし、使用端）。従って、使用端での最大出力が3,000kWに満たない機種選定では要求水準を満たしません。 なお、浄水場の電力需要等により、運転出力が3,000kW未満となっても、それは要求水準の未達としないことはこれまでの回答のとおりです。
4	要求水準書	常用発電機の運転方法	14	3	3.3	3.3.6	(1)	①		常用発電機について、発電端で3,000kWを満たし、発電機補機消費電力分を太陽光発電の一部で賄うことで要求水準を満たすと考えてもよろしいでしょうか。	常用発電機はLNGを燃料とすること及び常用発電設備の最大出力は使用端で3,000kW以上とすることを要求水準としていますので、ご質問は要求水準を満たさないものと思います。
5	要求水準書	常用発電機 運転条件	15	3	3.3	3.3.6	(1)	②		逆潮流を防ぐ自動回路を構築と記載がありますが、太陽光発電によるFIT余剰売電とのダブル発電事業という特性を踏まえ、逆電力リレーを設置し、逆電力発生時における解列点を設けることは必須と考えてよろしいでしょうか。	逆潮流の防止機構については、事業提案によることとしていますので、要求水準書で詳細な規定はしていません。本件発電施設の設計は、国の設備認定及び電気事業者への接続契約の申込が可能なものとしてください。従って、具体的な回路の提案にあたっては、電気事業者との協議が必要になるものと思われます。 また、いきなり全停電する等の提案は、浄水場運営に大きな支障となるため、避けてください。
6	要求水準書	記載ある”設計資料”の詳細確認	16	3	3.4	3.4.1				”設計資料の提出”で設計資料とは、提示された積算荷重内数値かを判断と考えますが、相違ないでしょうか。	県企業庁が浄水池の耐震補強工事の設計を行うために必要な資料一式であり、構造計算書、数量計算書の他、図面等も含まれます。
7	要求水準書	太陽光設備の廃棄物処理	16	3	3.4	3.4.5				「引き渡し時点で廃棄物として処理に問題ない製品」とありますが、引き渡し時点とは、平成29年3月31日でよいですか。	目的物引渡書により、県企業庁へ所有権を移転した時点です。その時期は平成27年度末又は平成28年度末になります（事業契約書（案）No.1参照）。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
8	要求水準書	太陽光設備の廃棄物処理	16	3	3.4	3.4.5					「引き渡し時点で廃棄物として処理に問題ない製品」とありますが、指定された引き渡し時点で、法改正等で対象が変更になり、使用したものが処理に問題にあった場合の対処事項について、ご教示をお願いします。	事業契約書（案）第32条1項（3）にある通り、引渡し時点で、太陽光発電設備を廃棄物として処理する場合には、合理的な範囲の費用を超えることが法令変更等により想定される場合は、県企業庁は、事業者に対して損害賠償の請求を行うことができます。したがって、引渡し時点までの法令変更により、事業者が、太陽光発電設備の仕様変更を要すると判断する場合には、第65条に基づく通知を行うことをご検討ください。 なお、太陽光発電設備の設計・建設期間中において、引渡し時点より後に法令変更等が予見される場合には、協議を行うこととして下さい。
9	要求水準書	太陽光発電の表示パネル	17	3	3.5						「太陽光発電の表示パネル等のPR設備を設置すること。」とありますが、設置場所に関しての制限はありますか？犬山浄水場の入口門扉付近に設置は可能でしょうか？	制限はありません。見学者施設の一部として、Web活用等も含めて、効果的な提案を期待します。 なお、事業者管理対象範囲外にPR設備を設置する場合は、別途協議とさせていただきます。
10	要求水準書（案）添付資料	事業者が構造物を設置することが出来ない区間の配線配管路の確認	23	別紙9							太陽光アレイ設置スペース（C）のうち、事業者が構造物を設置することが出来ない区域について、電線管路等事業区域間を接続する管理、ケーブル、電線路は対象外と考えますがよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。詳細はNo.16の回答を参照願います。
11	要求水準書（案）添付資料	対象浄水場の平面図	23	別紙9							犬山浄水場平面図に「注）第2犬山幹線（シールド工事）布設予定地のため、事業者が構造物を設置できないが事業区域とする」とありますが、構造物ではない場内道路などの場内整備は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細はNo.16の回答を参照願います。
12	要求水準書（案）添付資料	対象浄水場の平面図	25	別紙9							尾張西部浄水場全体平面図の事業範囲に「西側隣接道路からアクセス可能な様に配慮」と記載がありますが、これは「事業者が西側道路からのアクセスを提案できるよう事業用地の位置を配慮した」との意味で、アクセスの有無は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者専用の公道への出入口を設ける提案をすることは差し支えありません。
13	要求水準書 添付資料	県企業庁予定工事	27	別紙11							工事区分欄が追加され所掌範囲が記載されていますが、責任分界点の明確化やメンテナンス性を考慮し、既設盤と列盤構成でアスパー接続がある新盤に関しては県側にて新設して頂くことに変更頂けないでしょうか。	既設電気設備に影響する機能増設や新設に関しては県企業庁範囲とし、影響のない範囲を事業者範囲としています。 また、必ずしも列盤構成とする必要は無く、ケーブル接続等の別手法でも構いません。 なお、費用も含め改造の範囲と見做すことができれば県企業庁の事業範囲とします。
14	要求水準書 添付資料	高圧受変電設備との接続（参考）	29	別紙12							導水ポンプ1,720kWのVWVFの高調波含有量をご教示いただけますでしょうか。万一同データがない場合は、何相整流かご教示いただけますでしょうか。	1号導水ポンプ（VWVF）は高調波抑制装置を内蔵しており、高調波電流は発生しません。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
15	要求水準書 添付資料	常時の運転イメージ （参考）	30	別紙 13						「コージェネ運転は約3000kWをMAX」とありますが、コージェネの熱需要が少なければ総合効率が低下します。契約電力を超えない範囲で熱需要に合わせて出力を低下させ、高効率運用を図ることは問題ないでしょうか。	<p>廃熱は排水処理に利用することを義務付けていますが、それ以外の熱利用は規定をしていませんので事業者提案に任せています。これは、浄水場内での熱需要が限定的であることの裏返しでもあります。従って、コージェネの発電効率の規定は電熱の総合効率ではなく、燃費（発電効率のみ）で規定しています。</p> <p>コージェネ出力については、3,000kW以上を要求水準としています。県企業庁が一例として示した機器構成では、昼間の浄水場内の電力需要が3,300kW未満程度になってくると、コージェネの出力を3,000kW未満に調整する必要があるだろうと想定しています。県企業庁の示した機器構成に限らず、浄水場の電力需要に応じてコージェネの出力を調整することは当然であり、このため3,000kW未満で運転することは必然なので、この場合は要求水準の未達とはしません（No.3,4の回答を参照）。</p> <p>この様に、本件コージェネは発電主体の要求水準となっており、熱利用は従属的な利用に止まるので、3,000kW以上の運転が可能であるにも関わらず、熱需要の減少を理由として運転出力を低下することは要求水準の未達とします。</p> <p>なお、ここでいう3,000kWは、使用端です。 使用端に関する類似質問への回答は、（事業契約書（案）No.14の回答）を参照してください。</p>
16	要求水準書 添付資料	別紙9								犬山浄水場全体平面図の設置スペース（C）のグレイハッチ範囲は、「注）第2犬山幹線（シールド工事）敷設予定地のため。事業者が構造物を設置できないが、事業区域とする。」とありますが、この区域に構造物以外の管理用道路を配置することは、可能なのでしょうか？	詳細は工事協議によることとしますが、可能です。第二犬山幹線は公道下にシールド工法で敷設される構造であることから、その上部に管理用道路等を設けることは支障ありません。
17	要求水準書 別紙9	工事対象範囲								資料の第二犬山幹線予定地には、事業者が構造物を設置することはできないとありますが、敷地内通路からケーキヤード、排水処理、発電機棟へのアプローチ道路などは設置可能と考えてよろしいでしょうか。	No.16のとおりです。
18	要求水準書 別紙9	工事対象範囲								PFI事業者管理対象範囲外においても、今回の事業に必要な配管配線、メンテナンス道路などの工事は行ってよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業に必要なものは県企業庁と協議のうえ、実施してください。
19	要求水準書（案） 質問回答No.13	監視操作盤の設置	55							尾張西部浄水場にて、水道浄水場～工業用水道浄水場間に予備の光ケーブルが布設してあり、事業者にて利用することが可能と記載がありますが、利用可能な光ケーブルの種別及び光成端箱の位置を御教示願います。	利用可能な光ケーブルの種別はG I - 4 0 芯です。光成端箱位置について、稲沢側（上水）は特高室内のコントロール室、一宮側（工水）は配水ポンプ棟の第1電気室内にあります。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
20	要求水準書（案）に関する回答	監視操作盤の設置	55	13							要求水準書(案)に関する回答No.13において「水道浄水場から工業用 水道浄水場間の通信は、光ケーブルが敷設してありますので、協議によ り、この予備を利用することは可能です」とありますが、利用可能な光 ケーブルの種類と芯数をご教示ください。	利用可能な光ケーブルの種類はG I-40芯が2条あります。利用可 能芯数は、1条分については予備が30芯、もう1条については12芯 の予備があります。
21	回答書(入札説明書等) 平成26年6月20日公表	常用発電設備の要 件	58	No. 56							「防災兼用型のLNGコージェネ」とありますが、非常用自家発として機 能すれば、「防災認定」（内発協）は不要との理解でよろしいでしょ うか。	ご理解の通りです。詳しくは、（入札説明書No.2の回答）を参照して ください。 なお、本回答は、防災認定を妨げるものではありません。

入札説明書等に関する質問書

平成26年8月6日（水）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集（案）等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対 応 箇 所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
1	土地対策会議研究会(平成26年1月29日)意見に対する調整結果	水地盤環境課	2	2	2(1)						水質汚濁防止法に基づく特定施設の変更に関する届出は県企業庁が行うとの理解でよろしいでしょうか。	届出者は県企業庁長とする予定です。事業者は届出に必要な書類の作成支援をお願いします。